

## 事業対象国における事業実施に係る留意事項

※各スキームに関し留意事項がある国のみ掲載しています。		
国名	スキーム	留意事項
インド	案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インド政府関係者のODA による海外渡航（日本への渡航を含む）には、インド政府内の承認が必要となり、案件化調査及び普及・実証・ビジネス化事業における同承認取得は困難であることから、本邦受入活動の実施は原則認められていません。</li> <li>・事業実施に際し中央省庁及びその傘下機関をカウンターパート（以下、C/P）とすると、計画した事業の実施が困難となる場合があるため、C/Pは各州政府、市政府、大学研究機関等とすることを推奨します。</li> </ul>
インドネシア	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシアでは、内資企業保護の観点等から外資企業のビジネス展開には以下のような障害が見られるため、提案前に実情を理解し、調査内容やビジネスモデルを検討することが必要となります。</li> <li>■ インドネシアでの現地法人立ち上げには、最低投資額 100 億ルピア（土地建物を除く）、払込資本金 25 億ルピアが必要です。また、分野によってはネガティブリストにより外資の出資比率も制限されています。</li> <li>■ 公共調達（政府を販売先とする）を前提としたビジネスを検討している場合、インドネシアの調達ルールに則る必要があり、一般的に外資企業が受注することは困難とされています。</li> </ul>
	案件化調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機材を本邦へ持ち帰ることを前提とする調査においても、省庁によっては協議議事録への署名を求められる場合があります（協議議事録の注意事項については、以下の普及・実証・ビジネス化事業の項目を参照）。</li> </ul>
	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及・実証・ビジネス化事業の協議議事録署名について、以下の点からインドネシア政府との調整に時間を要することがあり留意が必要です。</li> <li>■ 協議議事録については、大統領令により英語に加えてインドネシア語でも作成することが定められているため、両言語での作成を求められる可能性があります。（但し、同大統領令には、両言語の解釈に相違がある場合は英語を優先するとの記載あり）</li> <li>■ 協議議事録署名について、地方政府を単独で署名者とする</li> </ul>

		<p>ことは認められず、分野所管の中央省庁の承認、署名が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ インドネシアの財務省規定により、C/Pとなる中央省庁との協議議事録の署名者は大臣、もしくは大臣が署名権限を委譲した者とされており、内容の確認、合意形成に時間を要する可能性があります。そのため、地方政府の関与が必要となる案件を実施する場合は、地方政府、中央政府双方との調整、承諾が必要となり、協議議事録の調整に時間を要します。インドネシアにおいては、中央政府のみならず国立大学、国営企業を署名者とすることも可能であるため、C/P機関の選定は調整に要する時間も踏まえた検討が必要です。</li> <li>■ 中央省庁のみが署名を行う場合においても、一部省庁においては議事録署名の調整が非常に困難となり、時間を要する可能性があります。</li> </ul> <p>以上の手続きの必要性から、協議議事録署名まで1年以上を要する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の省庁においては、機材の引き渡しについても調整が困難であり、1年程度を要する場合もあり留意が必要です。</li> </ul>
カザフスタン	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カザフスタンにはJICA資産としての機材の持ち込みが認められていないため、機材の輸入が前提となる提案は応募できません。</li> <li>・機材の輸入を伴わないスキーム（基礎調査や機材輸送を想定しない案件化調査（中小企業支援型））であれば応募可能です。</li> </ul>
キューバ	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務従事者がキューバに入国する場合、事前の査証取得が必要であり、必要な手続きに1カ月以上を要します。</li> <li>・資機材等の持込みや通関に際して、キューバ関係機関への申請手続き等が必要となり、特に通信機器、コンピューター機器については規制が厳しくなっています。業務従事者の派遣、機材の持込みについては、特に余裕を持った計画を提案願います。</li> <li>・米国による対キューバ経済制裁により、キューバとの商取引、機材の輸出入等に対し、米国政府から取引規制がかかっていますので留意が必要です。</li> </ul>
スリランカ	案件化調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦受入活動にはスリランカ政府関係機関との協議議事録の署名が必要となるため、案件化調査においては、本邦受入活動の実施は原則認められません。</li> </ul>

	普及・実証・ビジネス化事業	<p>・スリランカ政府関係機関（実施機関、主管省庁、対外援助局）から協議議事録への署名を得るためには、以下の作業が必要となりますので留意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提案法人がアウトラインプロポーザル（英文による事業概要と製品・技術の説明を記入するもの）を作成し、事業の実施機関及びその主管省庁（以下、C/P）の了承を得る。</li> <li>■ C/P から対外援助局（External Resources Department、以下「ERD」）にアウトラインプロポーザルを提出し、協議議事録交渉を行うための了承を取り付ける（JICA スリランカ事務所にも ERD 宛書類のコピーを送付）。アウトラインプロポーザル提出から了承を得られるまでの期間の目安は2週間程度。</li> <li>■ 提案法人が Project Submission Formats (PSF) を入手（提案法人と C/P で共同作成する。同時に協議議事録の協議を進める）。PSF のフォーマットは、国家計画局（Department of National Planning、以下「NPD」）のホームページから入手可能。 (<a href="http://www.npd.gov.lk/index.php/en/">http://www.npd.gov.lk/index.php/en/</a>)</li> <li>■ C/P が NPD に PSF を提出し、ERD 及び財務省から了承を取り付ける。PSF 提出から了承を得られるまでの期間の目安は1カ月。</li> <li>■ 了承を取り付けた後、スリランカ政府関係機関と協議議事録に署名する。</li> </ul> <p>（以上、合計で協議議事録署名まで3カ月程度、場合によってはそれ以上を要します。）</p>
スーダン	共通	<p>・スーダンは、過去に米国の経済制裁等を受けていた影響により、本邦からの外貨送金、本邦への逆送金に制約があります。現在、邦銀はスーダンの銀行と取引関係がないため、第三国の中継銀行を経由して送金することになりますが、中継銀行のポリシーにより、スーダン宛ての送金が止められる（本邦へ返金される）ケースも散見されています。現地活動費については、渡航時に持参いただくなどの対応を検討いただく必要があります。採択後、実施に係る詳細はJICA事務所までお問い合わせください。</p> <p>・首都ハルツーム以外の郊外立ち入りには、政府が発行する移動許可証が必要となり、取得に2~4週間程度を必要とします。地方渡航を予定する場合は、スケジュール上余裕をもって事前準備を行っていただくようお願いいたします。</p>

タイ	共通	<p>・タイの財・サービス市場では流通分野も含め多くの地場系企業が参入しているため、日本企業のタイ市場参入にあたっては、それら地場企業との競合が見込まれます。そのため、本支援事業の業務完了報告書においては、地場企業を含む利害関係者（ステークホルダー）に関する分析や、地場企業との競合及び協業の可能性についても記述願います。</p>
ネパール	普及・実証・ビジネス化事業	<p>・普及・実証・ビジネス化事業の協議議事録署名について、以下の点からネパール政府との調整に時間を要することがあり留意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 協議議事録署名について、地方政府単独で署名者とすることは認められず、分野所管の中央省庁の承認、署名が必要となります。</li> <li>■ 協議議事録署名について、民間企業を署名者として認められない場合があります。</li> </ul> <p>以上の手続きの必要性から、協議議事録署名まで 1 年以上を要する可能性があるため留意が必要です。</p>
パキスタン	共通	<p>・パキスタンで基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業に係る現地業務を開始するためには、援助窓口官庁である経済省（Economic Affairs Division：EAD）を通じて、パキスタン連邦政府又は州政府関係機関（実施機関、主管省庁）から要請書を取り付ける必要があります。そのため、採択から契約までに通常3カ月～4カ月程度を要するので留意が必要です（但し、内容等により6カ月以上を要する場合もあり）。</p>
パプアニューギニア	共通	<p>・パプアニューギニア（PNG）で事業を行う場合、全ての外国企業は、投資促進庁（IPA）に投資促進調証明書を提出する必要があります。</p> <p>・投資促進法の下で、PNG 国民のみに認められている事業活動も存在するため、事前に投資促進庁に相談をしてください。</p> <p>・詳細は、以下の PAPUA NEW GUINEA 投資ガイドブックを参照ください。</p> <p><a href="https://www.jica.go.jp/png/ku57pq0000046des-att/investment_guide_ja.pdf">https://www.jica.go.jp/png/ku57pq0000046des-att/investment_guide_ja.pdf</a></p>

バングラデシュ	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年に発生したダッカ襲撃テロ事件以降、他国よりも条件の厳しい安全対策措置に則って活動いただいています。現地では十分な安全管理・対策（例：チーム内の安全管理・緊急連絡体制の構築、指定ホテルへの宿泊、移動制限（日中に限る、車両移動に限るなど）、地方出張の許可取得/GPS携帯携行/現場活動時の警察警護等）を行い、警戒して活動を進めることが必要になるため、予めバングラデシュの安全対策措置を十分確認の上、活動を計画するようお願いします。</li> </ul>
ブラジル	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジルで高額な機材を調達する場合は法人登録番号（CNPJ）の取得が必須となり、この取得には数カ月～6カ月程度を要します。提案企業は、外部人材としてブラジルでCNPJを持つ現地パートナー企業を配置し、同企業を通じて機材調達を行うなど、機材調達を円滑に実施しうる体制を整えた上で提案願います。</li> </ul>
ベトナム	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナムにおける企業提案型支援事業（資機材の譲与を伴う案件）の現地業務を開始するためには、ベトナム国の政令（Decree No. 93/2009/ND-CP）及び通達（Circular No. 07/2010/TT-BKH）に即して、ベトナム国政府関係機関（事業のC/P）がその管轄機関（管轄省庁又は活動地の地方人民委員会）に活動承認申請を行い、「決定書」を得る必要があります。</li> <li>・申請書類（プロジェクトドキュメント、署名済み協議議事録、等を含む）の提出から活動承認を得られるまでは、最短で20営業日を要します。なお、当該日数はあくまで最短であり、C/Pの対応によっては2カ月程度、場合によっては半年以上を要する場合もあるため留意が必要です。</li> </ul>
ボリビア	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦から持ち込む資機材を使用した普及・実証活動を行う場合、当国の法令上、通関・輸送に10カ月程度（内容により1年以上要する場合あり）を要します。機材の輸入を含む提案の場合は、スケジュール上余裕を持った計画を提案願います。</li> </ul>
マレーシア	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議議事録の相手国側署名者が中央政府となる場合は、マレーシア政府の外国機関との覚書締結承認に係る法令上閣議での了承を取ることが必要となり、案件開始以前に多大な時間と労力を要することが想定されるため、案件実施体制の構築においては留意が必要です。</li> </ul>

南アフリカ 共和国	普及・実 証・ビジネ ス化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C/P との協議議事録の署名には、数カ月～1 年以上を要する 場合があるため、入念な事前協議を行い、事業の全体像と双方 の役割について十分な共通理解を得ることが重要です。</li> <li>・ 薬剤や試薬及び医療機器の供与/販売においては、南アフリ カ医療製品規制庁 (SAHPRA : South African Health Products Regulatory Authority) への事前登録が必要となります。</li> <li>・ 凶悪犯罪が高水準で発生しているため、外務省海外安全情報 を参考にし、事業実施エリアをご検討ください。</li> </ul>
ミャンマー	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共調達（政府を販売先）を前提としたビジネスを検討して いる場合、ミャンマーの調達ルールに則る必要があり、外資が 受注することは必ずしも容易ではありません。また、ミャンマ ーに存在しない商品・サービスの場合は、法制度（Regulation 等含む）や基準（Standard）などが未整備であるため、販売が 容易ではありません（加えて、制度整備などのアドバイス等を 求められるケースがあります）。</li> <li>・ ミャンマー政府・地方自治体等からの支援要請に基づき応募 する企業も多く見られますが、複数の外資企業に同様の声掛 けをしている場合や、財源が確保されていない場合も散見さ れるため、必ずしも将来の販売が約束されていない等のリス クがあることを踏まえて応募していただくようお願いいたし ます。</li> </ul>
	普及・実 証・ビジネ ス化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外資企業がミャンマー政府と MOU（Memorandum of Understanding）を結ぶ場合、司法長官府（省庁の大臣を超え るレベル）の承認を得る必要があるため、時間を要する可能性 があり留意が必要です。</li> </ul>
メキシコ	普及・実 証・ビジネ ス化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種交渉、手続き、事業実施・運営上の重要な協議、協議議 事録等の書類作成については、英語のみでの実施は一般的で はなく、スペイン語でのコミュニケーションが必須です。先方 機関との協議にあたっては、西語通訳の備上を推奨します。</li> <li>・ 機材譲与を伴う提案内容の場合、連邦政府機関と協議議事録 に関する内容の合意に達するまで長時間を要する傾向にあり ます。事業開始直後から、C/P 機関の法務部等と機材譲与に係 る具体的な手続き内容をあらかじめ確認しておくことが推奨 されます。</li> <li>・ C/P を連邦政府機関とする場合、機材に関しては譲与ではな く借料で対応することも併せてご検討ください。</li> </ul>

## 別添資料 1

ここに留意事項を記載していない国も含め、C/Pによっては、協議議事録の署名に長時間を要する可能性があるため、事前にC/Pと具体的な署名プロセスについて協議を進めておくことを推奨します。

上記の国に限らず、応募に際しては、必ず当該国のJICA安全対策措置をご確認の上、同措置を踏まえた事業提案をお願いいたします。